

(様式2)  
 処分基準(不利益処分関係)

		担当課	河川課	検索番号	
法令名	河川法	根拠条項	第18条		
不利益処分	工事原因者に対する工事の施行命令				
<p>(根拠規定)</p> <p>第18条 河川管理者は、河川工事以外の工事(以下「他の工事」という。)又は河川を損傷し、若しくは汚損した行為若しくは河川の現状を変更する必要を生じさせた行為(以下「他の行為」という。)によつて必要を生じた河川工事又は河川の維持を当該他の工事の施行者又は当該他の行為の行為者に行わせることができる。</p> <p>(処分基準)</p> <p>河川法に係る法定受託事務の処理基準等について(平成13年4月27日付け国河改第36号国土交通省河川局長通知)</p> <p>行政手続法の施行に伴う河川法等における処分の審査基準の策定等について(平成6年9月30日付け建設省河政発第52号建設省河川局長通達)六</p> <p>(1)第18条(原因者への工事施工命令)の処分基準について</p> <p>工事原因者への河川工事の施工の命令は、他の工事又は河川の損傷若しくは河川の現状を変更する必用を生じさせた行為が原因であることが明らかであり、かつ、その結果河川工事を要する場合において、当該原因者が河川工事を行うことが河川管理上の支障を生じさせないときに、当該河川工事の施工を命じることができるものであること。</p> <p>なお、工事原因者が能力、信用等を有しないことなどにより、当該工事原因者に当該河川工事を施工させることが河川管理上の支障を生じさせるおそれがある場合には、当該工事原因者に当該河川工事の施行を命じないこと。</p> <p>(その他)</p>					